

甲賀広域行政組合事務部局における障害者活躍推進計画

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 3 の規定に基づき、甲賀広域行政組合事務部局における障害者活躍推進計画を次のとおり定めます。

令和 7 年 4 月 1 日

甲賀広域行政組合管理者 松浦 加代子

機関名	甲賀広域行政組合事務部局
任命権者	管理者 松浦 加代子
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
甲賀広域行政組合事務部局における障害者雇用に関する課題	甲賀広域行政組合事務部局は、職員総数が 30 人程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っておらず、また、在職中に障害者となった職員（以下「中途障害者」という。）についても発生しておらず大きな問題は生じていない。 しかしながら、職員の高齢化や不慮の事故等による中途障害者の発生は否めず、今後の組織的な体制整備について検討が必要である。
目標	
①採用に関する目標	○障害者雇用の促進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	○障害者の活躍できる部署等の体制整備を行う。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として、事務局次長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を総務課に設定し、庁舎内掲示等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3 箇月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○中途障害者により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合、総務課及び滋賀労働局に相談し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○当人と定期的な面談を行い、業務が適切に調和できているか継続的に点検及び評価を実施し、必要に応じて検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。

	○なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。